

## 第20回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和8年1月30日（金）  
午前9時30分から午前10時50分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 17名  
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・徳井委員・杉本委員
- 5 議事  
議案第1号 農地法第3条の許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について  
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 高妻局長・田中次長・野上・藏富・南崎

### 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第20回日南市農業委員会総会を開会いたします。本日は9番、徳井委員、10番、杉本委員より欠席届が提出されております。 ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に4番の金丸勇太委員、5番の歌津芳秋委員の兩名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	<p>異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。</p> <p>まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました2件について、当農業委員会として許可すべきか否かをご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が2件で、受付番号1番、2番は、経営規模拡大のためとなっております。</p> <p>次に総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました1件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、受付番号1番は、植林のためとなっております。</p> <p>次に、総会資料3ページから4ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました13件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が12件で、受付番号1番から4番、7番、9番から11番、13番は、植林のため、受付番号5番は、一般個人住宅用地のため、受付番号6番は、宅地分譲用地のため、受付番号8番は、工業用地のためとなっております。賃借権設定が1件で、受付番号12番は、資材置場用地のためとなっております。</p> <p>次に総会資料5ページから9ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、18件について、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、中間管理権設定が18件となっております。</p> <p>次に、総会資料10ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました4件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、ご審議いただきますよう提案いたします。受付番号1番3番、4番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するも</p>

10:15	事務局	<p>のであります。受付番号2番は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。</p> <p>提案理由の説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
	議長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明をお願いします。
	事務局	<p>地区別審査会場の説明をいたします。</p> <p>東郷・鶴戸地区と南郷地区が、会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、別館1階会議室2、細田・大窪地区、北郷地区は、別館1階会議室3になります。以上の会場をお願いいたします。</p>
	議長	<p>ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。</p>
	<p>地 区 別 審 査 （各会場にて）</p>	
	<p>それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。</p>	
	<p>議案第1号、農地法第3条の許可申請について、2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。</p>	
	日高	<p>細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号1番について説明します。1月26日、譲受人立ち合いのもと現地の確認と調査を行いました。譲渡人は外国航路の船に乗っておられるので、自宅に行って奥さんに確認しました。間違いないとのことでした。申請地はJA細田支店前の県道を挟んだ駐車場から2枚目に2ヶ所、5枚目に1ヶ所の計3ヶ所です。申請地はきれいに管理されていて何も問題はありませんでした。譲受人は近くでピーマンを作っている方で、これから適切に管理していくとのことでした。許可妥当と思いました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告をお願いします。</p>	

10:17	高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号2番について説明します。申請地は北郷地区の宿野で、牧野バス停から約200m先の県道を右に30mほど曲がった所の民家に挟まれた所になります。1月24日に譲受人立ち合いのもと現地確認をいたしました。当該申請地は譲渡人が最近、相続されたもので市外に居を構えていることから、管理ができないとのことで、隣家の譲受人に譲渡するものであります。譲受人は水稻を1町1反作付けしており水稻の苗床として利用するというものでしたので問題ないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	ないようですので議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定しました。
		次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	作 本	8番、作本です。受付番号1番について説明します。申請地は細田の下塚田で、県道3号線沿いにある消防格納庫から北に市道を約1km上った所の周辺にある5ヶ所の申請地です。申請人は宮崎在住で電話連絡をとり確認しました。以前は、水稻、果樹園であったところが50年以上耕作放棄されている状態でしたが、1月27日に現地調査に行ったところ、雑木はきれいに伐採されている状況でした。3年前くらいから雑木と周囲の山林を一緒に伐採して、植林を計画されたそうです。計画時に地目が田であったことが分かり、今回の申請に至ったそうです。周囲の山林と一緒に植林されるということで、周囲の影響もないと判断しました。始末書及び造林計画書も添付されています。許可妥当だと判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

10:19	議 長	ないようですので、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定しました。</p> <p>次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、13件の審議をお願いします。</p> <p>それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。</p>
	金 丸	<p>4番、金丸です。受付番号1番について説明します。1月26日、譲受人立ち合いのもと現地確認いたしました。申請地は酒谷2区、日南市役所酒谷支所から西へ約1kmの所にある山林です。譲受人の依頼で所有権移転登記を行う際、農地転用許可が必要であることが発覚し、今回の申請になったようです。周囲に影響を与える農地はありません。今後も山林として適正管理していくということです。始末書も添付してあります。ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、受付番号2番について説明いたします。1月27日、譲受人立ち合いのもと現地確認しました。申請地は酒谷3区、国道222号線沿いにある林業会社から南西へ約500mの所にあります。譲受人の依頼で今回の申請になったようです。今後はクヌギを植林するということです。申請地の北東側に畑がありますが影響のないように管理するよう伝えました。ご審議よろしくお願いたします。</p>
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	<p>飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号3番について説明します。1月29日、現地を確認しております。申請地は広域農道と国道222号線の楠原交差点より広域農道を吉野方の方へ約300m行った所から、左上の方の川辺ヶ野地区に約100m上がった道路の左側に行った奥になります。その奥はまた崖になっており、周りはずべて山林化しております。これは相続財産で、すでに杉が植栽されており事後承認ですが、始末書が添付されておりますので問題ないと判断しました。譲渡人は宮崎市在住で高齢・離農、管理できないというので売却するという事です。譲受人は現状から農地としての利用は困難なため、10年後に杉を伐採し再造林して適正管理しますとのことで問題ないと判断しました。よろしくお願いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、受付番号4番について担当委員より報告願います。</p>
神 原	<p>飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号4番について説明します。譲受人、譲渡人に電話で確認したのち、1月28日に現地調査を行いました。申請地は酒谷地区名尾で、国道222号線を日南方面から酒谷ダムに向かう途中にある小松山登山口方面への道に進み、名尾集落を過ぎた先に位置します。譲渡人の父親が当該地で農作物を栽培していたようですが、周囲の造林、植林が増加したタイミングで杉を植えたようです。その後、平成26年に譲渡人が土地を相続した時点では山林となっており杉を伐採したとのこと。伐採後の管理が困難になり今回の譲渡の手続きを進める中で、当該地が農地であることが判明し、追認申請に至ったようです。その旨の始末書が添付されています。譲受人は林業を営んでいます。周囲に農地もなく農地利用が困難な土地です。転用許可は妥当であると思われまます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号5番から7番について、担当委員より報告願います。</p>
山 本	<p>12番、山本です。受付番号5番から説明します。1月23日、現地調査をして譲受人、譲渡人には電話にて確認しました。申請地は戸高二丁目に公園がありますが、その東側約80mのところ。周囲に農地はありません。譲渡人は譲受人の要望で手放すとのこと。譲受人は住宅を建設し、地元で生活を送るためとのこと。なお、建設にあたっては雨水は道路側溝に流し、生活雑排水は合併浄化槽で処理をして道路側溝へ排出する計画となっております。許可妥当と思えます。</p> <p>続いて、受付番号6番を説明します。1月24日、譲渡人立ち合いのもと現地調査しました。申請地は、戸高三丁目、近くに農産物直売所がありますが、そこから北側へ約100mのところにあります。譲渡人は、譲受人の要望で手放すのことです。譲受人は不動産会社経営で本申請地を分譲宅地として販売する計画です。周囲は道路と宅地となっており農地はありません。なお、工事については、境界線にはブロックで擁壁を設置し、土の流出を防ぎ、生活雑排水は下水道へ流し、雨水は道路側溝へ流す計画となっております。許可妥当と判断しました。</p> <p>続きまして、受付番号7番について説明します。1月25日、譲受人立ち合いのもと現地調査しました。申請地は、西弁分の日後谷で、市のクリーンセンターから北東方向へ約500mの山の中腹にある養鶏場の周辺2ヶ所になります。なお、1ヶ所は杉が植林してあり、始末書も提出してあります。もう1ヶ所は竹が生えていて、整地後、杉を植林して管理するとのこ</p>

山本	とです。譲受人は林業経営者です。許可妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告願ひます。
南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号8番について説明します。1月24日、譲受人立ち合いのもと現地調査をしました。申請地は、隈谷地区で県道436号線、日南南郷線を日南方面から南下し、酒造会社を過ぎた新小守坂トンネル手前の左側一帯の12筆になります。申請地は、生コンクリート工場が高速道路建設予定地になり、工場移転のための代替地となります。周囲は境界をコンクリートの擁壁で囲み、土砂の流出がないようにし、雨水等の排水は、県道排水路に排出することで土木事務所と協議中とのこと。譲渡人には1月24日、電話で確認しました。周辺農地にも影響はないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	続きまして、受付番号9番について、担当委員より報告願ひます。
歌津	5番、歌津です。受付番号9番について説明します。現地調査は1月23日に譲受人立ち合いのもと行いました。申請地は、風田地区で、県道風田星倉線沿いのため池の工事を現在やっておりますけど、その向かい側の山林で県道から約200m上った一画になります。申請地の周辺は、東西南北とも山林に接しているため、申請地での植林事業計画をしたそうです。譲渡人は現在、埼玉県在住で5名の方で共有持ちでありますので、電話で確認いたしました。申請代理人への委任状と始末書も添付してありますので、問題ないと思ひますのでご審議よろしくお願ひいたします。
議長	続きまして、受付番号10番について、担当委員より報告願ひます。
平方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号10番について説明します。1月26日、譲受人立ち合いのもと現地調査確認を行いました。また譲渡人は県外在住なので、1月25日、電話にて立ち合いの調査確認等の主旨を説明いたしました。申請地は、県道28号線から福谷川沿いの市道、林道を約1.5km山間の方に入り込んだところ。申請地までの道中は、譲受人が伐採作業中で危険なため、航空写真・地籍調査済の字図にて説明を受けて確認いたしました。地目は畑ですが現況は山林に囲まれた一部の畑です。またその隣り合う土地は譲受人の山林です。譲渡人は、当該地は物心ついた時にはすでに現在の状況でありました。父親から相続したそ

平 方	<p>うですが、当時は農地転用の知識がなく、始末書も提出されております。譲渡人は当該地の管理はできないと思い、今回、譲受人に山林も含め、売買することになりました。譲受人は、林業を本職としておりますので、地域森林計画に基づく適切な森林管理を行えると思います。また周りの山林も譲受人が購入し、伐採中であります。多方面には害はないと思いますが必要に応じて土留め工事等を行い、土砂等の農地流出に努めるよう指導いたしました。排水については地下浸透で処理し、必要に応じて排水場を設けるそうです。土地改良区も管轄外でもありません。何も問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号11番について、担当委員より報告願います。</p>
井上(英)	<p>細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号11番について説明します。1月26日、現地確認を譲受人と共に行いました。申請地は、大窪小学校から串間方面に約200m行き、左に曲がり約300m行った場所にあります。こちらは、昨年8月の総会で農振除外の承認をいただいた場所です。今回、除外が終了したため転用申請を行いました。譲渡人は高齢であるため、周辺の山林を所有している林業者に相談をされたものです。農地に支障が出る場所ではありません。問題はないと思われまます。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>続きまして、受付番号12番についてですが、木協委員につきましては、ご家族に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に準じ、退席をお願いいたします。</p> <p>それでは、受付番号12番について、担当委員より報告願います。</p>
谷 元	<p>1番、谷元です。受付番号12番について説明します。1月27日、現地の確認をいたしました。貸付人については離農者で、借受人は都城の木材業者であります。申請地は、県道北郷猪八重線をさくらアリーナから直進した県道沿いにある年見集落公民館・加工施設から約250m先の県道と猪八重河川の間にある基盤整備上の一番端にある三角の水田です。現状については遊休地で、以前は貸借により飼料作物が作付けされていましたが、ここ数年、面積なり、水田の状況により受け手による作付けがない状態で、自作の管理もしてない状況で、所有者に管理するように指導をしていたところです。今回、木材の伐採業者により資材置場としての期間貸借の要請がありました。事前に私にも借受人から相談があり、一時転用申請をしなければならぬということで申渡して、今回の申請となっております。</p>

谷 元	す。今回の転用により、貸借期間終了後には耕作ができる状況に整地することを条件に借受人、貸付人にも申渡しています。さらに整地、貸借期間終了後については、新規の借受人にも今回、私の方から話しまして耕作をするというようなことで協議を済ませております。よってこの申請については、妥当であるということで判断をいたしましたので審議の方よろしく願いいたします。
議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第3号、受付番号12番について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第3号、受付番号12番は許可相当とすることに決定しました。ここで木脇委員の退席を解きます。 続きまして、受付番号13番について、担当委員より報告願います。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号13番について説明します。申請地は、北郷地区の大戸野で、県道日南高岡線沿いにある農産物直売所から約50m先を左に入って約2km行ったところに当該申請地があります。譲受人の立ち合いのもと、1月26日に現地確認をいたしました。譲渡人は市外在住で、相続により取得したもので管理ができないため、不動産の処分にあたり登記簿謄本を取得したところ、本件土地の地目が田で、転用許可を得ずして植林したことが判明したため、今回の申請に至りました。当該地の周辺については全て山林であり、影響を与える農地もありません。始末書が入っていることから、やむを得ないと判断いたしました。譲受人は植林、造林などの事業を手掛けていることから問題ないと思われまます。ご審議の方よろしく願いいたします。
議 長	それでは、受付番号12番を除く、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、受付番号12番を除く、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手

10:38	議 長	<p>全員賛成ですので、受付番号12番を除く、議案第3号は許可相当とすることに決定しました。</p> <p>次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、18件の審議をお願いします。</p> <p>それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。</p>
	三 賢	<p>飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。1月25日に現地の確認をしております。これは更新ですので詳しい場所は省略いたします。吉野方地区で、出し手・受け手とも間違いありませんと本人と面談のうえ確認ができましたので問題ないと思います。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。</p>
	神 原	<p>飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の神原です。受付番号2番について説明します。1月28日、現地調査を行いました。申請地は白木俣の水田です。中間管理機構の案件の更新で問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願います。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号3番から9番について担当委員より報告願います。</p>
	平 方	<p>東郷・鶴戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号3番から9番について説明します。3番から5番は、殿所前田地区3筆、6番から9番は益安3筆と松永1筆、計4筆です。1月24日、現地の調査確認等を行いました。状況は耕作管理も良好に行われていました。貸付予定者も以前から変更はありません。中間管理機構設定事業であり問題はないと思います。よろしく願います。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号10番、11番については、私より報告します。</p>
	平 賀	<p>受付番号10番については新規、受付番号11番については継続です。1月25日に申請地を現地確認して、貸付者には電話確認をいたしました。10番、11番とも水田はきれいに耕作されており、農地バンクの案件で問題はないと判断いたしました。</p>
	議 長	<p>続きまして、受付番号12番、13番について、担当委員より報告願います。</p>
	谷 口	<p>15番、谷口です。受付番号12番、13番について説明します。受付番号12番、13番は同じ場所ですので、同時に説</p>

谷 口	明いたします。1月27日に貸し手に電話で確認し、1月29日に現地調査いたしました。申請地は、露地金柑が植えてあり、きちんと管理されていました。特に問題はありません。ご審議方よろしくお願いたします。
議 長	<p>続きまして、受付番号14番についてですが、根井委員につきましては、ご家族に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により退席をお願いいたします。</p> <p>それでは、受付番号14番について、担当委員より報告願います。</p>
木 脇	北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。徳井委員が担当ですが本日、欠席ですので代理で私の方からご報告させていただきます。受付番号14番について説明します。申請地は、大藤地区のバイパス沿いにあるラーメン屋の手前の農地です。花卉を生産しているハウスでございます。これについては、借受者は息子さんの法人化されている会社です。親子間での貸借になります。何も問題ないというふうに考えております。よろしくお願いたします。
議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第4号、受付番号14番について、同意することに賛成される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号、受付番号14番は同意することに決定しました。ここで、根井委員の退席を解きます。</p> <p>続きまして、受付番号15番について、担当委員より報告願います。</p>
根 井	6番、根井です。受付番号15番について説明します。申請地は、倉迫地区になります。貸付者の方には電話で確認し、借受者の方には本人に会い確認しました。お互い間違いありませんとのことでした。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	続きまして、受付番号16番について、担当委員より報告願います。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号16番について説明します。申請地は北郷地区の昼野です。1月

10:47	高 崎	23日に双方に電話で確認いたしました。今回は、賃借権の終期を迎えたことから、中間管理権を再設定するもので問題ないと判断します。ご審議の方よろしく申し上げます。
	議 長	続きまして、受付番号17番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号17番について説明します。1月25日に現地調査をいたしました。申請地は、脇本地区内にある脇本神社の前の田んぼになります。6月までハウスをやっておられましたが、農業を辞めまますということで辞めております。ハウスの方は現在、撤去されて元々の田んぼになっており、今回の申請になりましたということでした。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。
	議 長	続きまして、受付番号18番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号18番について説明します。1月25日、申請人に連絡して現地調査いたしました。申請地は国道220号線沿いに製茶工場がございますが、そこから1km内に12筆あります。貸し手、借り手、特に問題ありません。中間管理機構でございますので問題ないと思います。よろしく申し上げます。
	議 長	それでは、受付番号14番を除く各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、受付番号14番を除く、議案第4号について同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、受付番号14番を除く、議案第4号は同意することに決定しました。 次に、議案第5号、非農地証明願について4件の審議をお願いします。
	金 丸	それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。 4番、金丸です。受付番号1番について説明します。1月27日、代理人立ち合いのもと現地確認しました。申請地は酒谷1区、第1区公民館から南に約200m進んだところにある

金丸	原野です。該当事項4番に該当すると判断しました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願ひします。
井上(友)	2番、井上です。受付番号2番について説明します。1月26日に現地確認をしました。申請地は、給食センターの約100m手前の左側のところになります。申請地は、草などが生い茂っており、湿地で形も歪であり面積も小さいため、農地としては利用困難と判断しました。問題ないと思ひます。ご審議の方よろしくお願ひします。
議長	続きまして、受付番号3番について担当委員より報告願ひします。
平方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号3番について説明します。1月25日、申請者に電話をして申請地の調査確認を行いました。申請地は、大字松永隈陣で、県道28号線、松永交差点と清掃会社との中間辺りに位置します。地目は44㎡の田んぼですが、現況が雑木・竹林が生い茂り、農地に復元することは困難な状況であります。非農地証明願ひの項目4に該当すると思ひます。従って本証明願ひは妥当だと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	続きまして、受付番号4番について担当委員より報告願ひします。
川添	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号4番について説明します。申請人は現在、都城市在住ということなので1月23日、電話して立ち合いを依頼したところ時間が取れないということなので、確認のうえで1月24日、現地確認をしました。申請地は、国道220号、鶯巣バス停手前を左折して約200m行ったところの右側です。申請地は、雑木に覆われ原野化しており、農地として使用するの難しいと判断しました。該当事項の4にあたると思ひますが、審議の方よろしくお願ひします。
議長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議長	では、議案第5号について、証明することに賛成される方の挙手をお願ひします。

10:50	全委員 議長	<p>挙手</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定しました。</p> <p>議事が終わりましたので、その他に移ります。</p> <p>事務局説明をお願いします。</p> <p>【その他】</p> <p>以上で総会の全てを終了します。</p>
-------	-----------	--

第20回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

平賀祐史 

署名委員

金丸勇太 

歌津芳規 